

## 地域猫活動補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、県内に地域猫活動等を普及・定着させ飼い主のいない猫の減少および周辺的生活環境の保全を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、県内（大津市を除く。以下、同じ。）の地域猫活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) 飼い主のいない猫

特定の飼い主がいない猫をいう。

#### (2) 地域猫活動

滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン（平成22年制定）に基づき、活動地域の自治会が、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、当該猫を適正管理（原則として、時間・場所を定めて給餌・糞尿処理を適正に実施し、周辺の清掃を行うこと）する活動をいう。

#### (3) 自治会

町または字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、地域猫活動を行う県内の自治会とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は別表のとおりとする。ただし、算出された補助金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金額)

第5条 前条の経費に対する補助金額は、1自治会あたり20万円を上限とする。ただし、飼養管理経費およびその他経費については、合算で不妊去勢手術1頭につき上限1千円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金の交付申請については、次の書類を提出しなければならない。

なお、申請書は滋賀県動物保護管理センターに提出するものとし、これらの書類の写しについて活動地域を所管する市町担当課へ提供することができるものとする。

(1) 補助金交付申請書(様式第1-1号)

(2) 事業計画書(様式第1-2号)

2 申請書の提出期限は、令和9年1月31日とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および遂行状況を記載した書面を知事に提出してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条

(1) 知事は、補助事業者に対し、当該地域猫活動の状況について報告を求めることができる。

(2) 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後も、事後状況について報告を求めることができる。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する事業実績報告については、事業完了日から起算して30日を経過する日または令和9年3月15日のいずれか早い期日までに次の書類を提出しなければならない。

なお、報告書は滋賀県動物保護管理センターに提出するものとし、これらの書類について活動地域を所管する市町担当課へ提供することができるものとする。

- (1) 地域猫活動実績報告書(様式第3-1号)
- (2) 地域猫活動状況報告書(様式第3-2号)
- (3) 支出を証する書類(領収書等の写し)
- (4) その他知事が必要と認めた資料

2 第5条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収入および支出等を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、それらの書類を5年間保管しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく変更申請、第10条の規定に基づく実績報告および第14条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第13条 標準事務処理期間は次のとおりとする

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 規則第13条の規定による額の確定は、第10条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度において適用する。

別表

補助対象経費	手術経費	県内(大津市を除く。)の飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費(ノミ・マダニ駆除、抗生物質、耳カット等手術に必要な処置を含む)。ただし、診断の結果、当該猫が既に手術済みと判明した場合、麻酔、診断等に要した費用は補助の対象経費とならない。
	飼養管理経費	給餌資材、トイレ資材、清掃用具の購入費用など活動の対象とする猫の飼養管理に要する経費。ただし、不妊去勢手術を実施出来なかった場合は補助の対象経費とならない。
	その他経費	活動周知費用、動物病院への搬送費用など知事が必要と認める経費。ただし、不妊去勢手術を実施出来なかった場合は補助の対象経費とならない。